

## 行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	母(父)子福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	3	ひとり親家庭医療助成

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	国民健康保険係	担当者名	

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
名称	ひとり親家庭等の医療費助成事業	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	財源 県 1 / 2 町村 1 / 2
目的	ひとり親家庭等の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行い、もってひとり親家庭等の保健向上と福祉の増進を図ること	同左		
助成対象者	町内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であって、次のいずれかに該当するもの  ・ ひとり親家庭の父又は母及び児童  ・ 養育者及び養育者が養育する父母が死亡又は父母が監護しないひとり親家庭の児童  ただし、生活保護法による保護を受けている者、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する里親に委託されている者、村乳児の医療費助成を受けることができる乳児、村重度心身障害者医療費助成を受けることができる者は対象としない	同左		
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付(高額療養費を含む)及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額  医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた者が療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額	同左		
助成期間	対象児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで  ただし、児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する障害がある場合は20歳未満まで	同左		

現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																			
所得制限	<p>次のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに養育者及び養育者の養育する児童は、対象者としな</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者の、前年の所得（1月から9月までの医療その他の療養を受ける場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ）が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき</li> <li>ひとり親家庭の父若しくは母の、配偶者の前年の所得又は、ひとり親家庭の父若しくは母の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき</li> <li>養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき</li> </ul> <p>ただし、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は児童扶養手当法施行令第5条に規定する財産につき被害金額（保険金・損害賠償金等により補充された金額を除く）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の9月30日までの医療その他の療養については、当該損害を受けた者の前年の所得に関しては適用しない</p>	同左																					
一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来 月の初回から4回目まで530円（自己負担額が530円に満たない場合はその金額）</li> <li>入院 1日につき1,200円</li> <li>指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円</li> </ul>	同左																					
14年度決算額	7,549,904円	1,015,475円																					
15年度予算額	8,856,000円	1,416,000円																					
関係法令等	中条町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例	黒川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>8,151</td> <td>8,151</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>1,660</td> <td>1,660</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,811</td> <td>9,811</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	8,151	8,151	0	黒川村	1,660	1,660	0	計	9,811	9,811	0
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																				
中条町	8,151	8,151	0																				
黒川村	1,660	1,660	0																				
計	9,811	9,811	0																				
		備考 平成15年度当初予算ベース																					